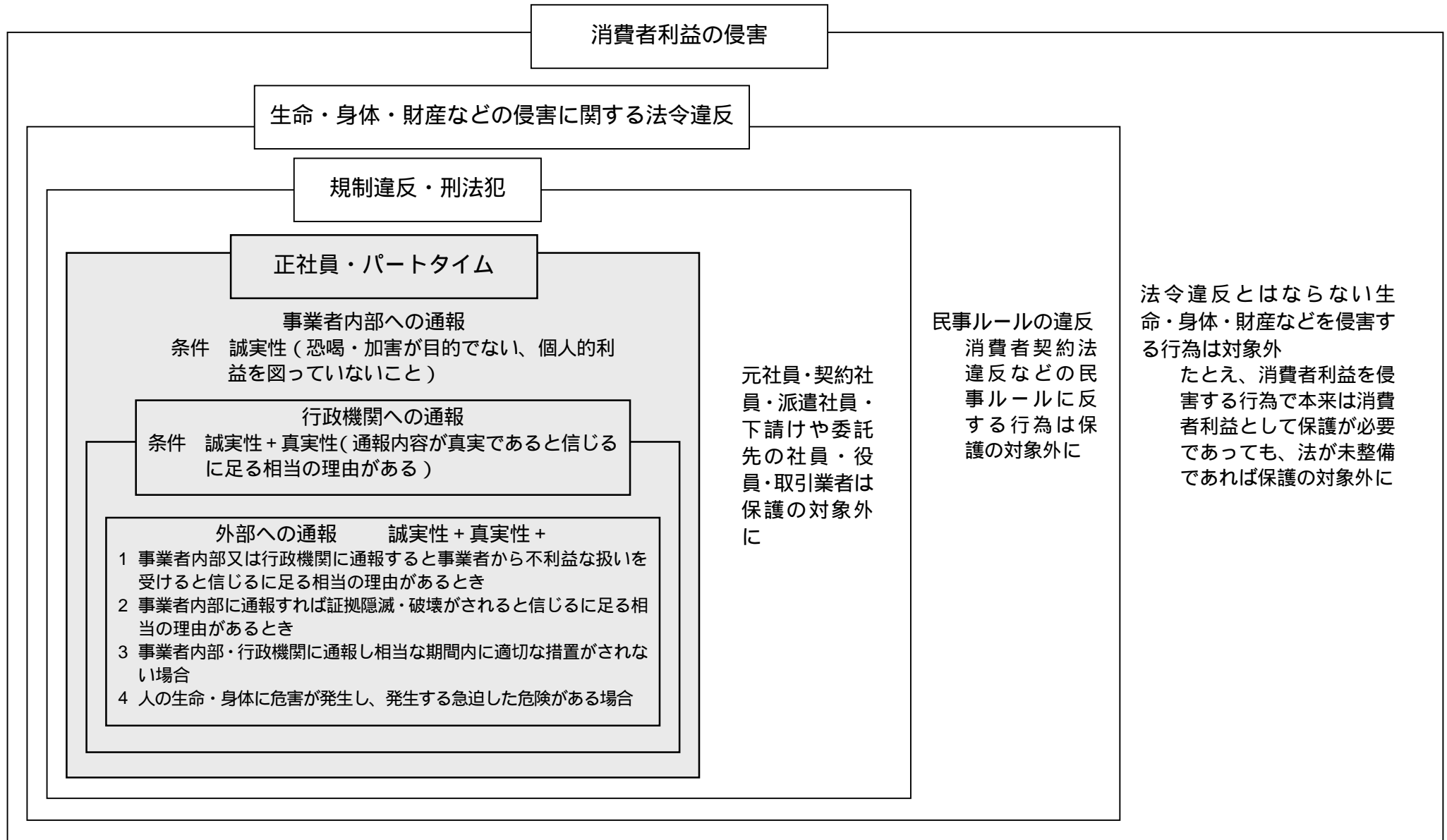


# 図解 政府が導入しようとしている公益通報者保護制度



# 政府が導入しようとしている公益通報者保護制度は問題山積

## ■ 背景

内閣府の国民生活審議会消費者政策部会は、2002年12月の中間報告で、公益通報者保護制度（いわゆる内部告発者保護制度）を導入するとし、それを受けて2003年1月に公益通報者保護制度検討委員会が設置され、具体的な検討を始めました。そして、同年5月に「公益通報者保護制度の具体的な内容について」がまとめられ、5月28日に開催された消費者政策部会の取りまとめた「21世紀型消費者政策の在り方について」にその内容が盛り込まれました。

これに先立ち、3月28日の閣議決定「規制改革推進3か年計画(再改定)」の中で、「特に公益性の高い事案(国民の健康・安全に関わる事案、環境破壊等)については、速やかに国民に周知し、被害の未然・拡大防止を図ることが重要であることから、内部通報者等がそれを理由とした不利益を被ることのないような仕組みの構築に向け、国民生活審議会における検討を踏まえ、内閣府は所要の措置を講ずる。【平成15年度までに措置】」としました。

早ければこの秋の臨時国会に、消費者政策部会の報告書をもとに公益通報者保護法案が提出される見込みです。これは、政府の意思としてすでに決まっています。でも、立法が予定されている公益通報者保護法は、問題が山積です。

## ■ 何が問題なのか

政府が現在考えている公益通報者保護制度を図解すると、別紙のようになります。保護される通報は だけです。「消費者利益」に関する「公益通報」といっても、極めて限定的な範囲しかカバーしませんし、同じ消費者利益に関するものでも、通報する内容、通報者、通報先によって保護される通報とされない通報を明確に区別することになってしまいます。

### 問題その1 限定的な消費者利益の侵害しか対象にしていない

「消費者利益の侵害」としつつも、商品・サービスの提供に関する生命・身体・財産などを侵害する法令違反のうち、規制違反や刑法犯などの法令違反に関する通報を対象にしている点です。民事の違法行為は含まれず、規制違反ではない生命・身体・財産への影響も含まれていません。もちろん、単に法が未整備であるようなケースも

保護されません。

また、国民生活に関わる分野での法令違反は、「対象としてこれらの分野を含めることが望ましい」とだけされました。

### 問題その2 事業者が直接雇用されている労働者の通報しか保護しない

事業者の事業活動には、取引先、委託先、契約社員、派遣社員などさまざまな人が関わっていますが、これらの人が通報した場合は保護の対象になりません。元労働者や役員、取引先事業者による通報も保護されません。

### 問題その3 通報者保護の内容は限定的

事業者は通報者に対して解雇・降格・減給等の不利益な扱いしてはならないとされています。しかし、解雇された場合で通報との因果関係の証明は難しいですし、降格・減給等の不利益な取扱いの場合はさらに困難です。

また、通報したことで事業者が損害を受けた場合の民事上の損害賠償請求や、通報の際に資料を持ち出したことによる刑事責任に関する免責もなく、通報の際には守秘義務違反に問われないことも明示されていません。匿名通報も保護されません。

### 問題その4 外部への通報はほとんど不可能

事業者内部と行政機関への通報が原則となっています。その場合、「法令違反」が消費者利益を侵害する行為であるにも関わらず、その対応について情報公開する手続きがありません。

外部へ通報する場合には、不利益を受ける、証拠隠滅や破壊が行われる、あるいは通報したにもかかわらず行政機関・事業者ともに相当期間経過後も適切な措置が取られないなどの条件があります。また、直接外部に通報できるのは、「人の生命又は身体に危害が発生し、又は急迫した危険がある場合」だけで、どのような場合がこれに当たるのか不明です。これでは、報道機関などの外部への直接の通報は、ほとんど不可能です。

これで、本当に消費者利益が守られる公益通報者保護制度になると思いますか？